

愛知県刈谷児童相談センター

# 事 業 概 要

令和7年度版(令和6年度実績)



# 目 次

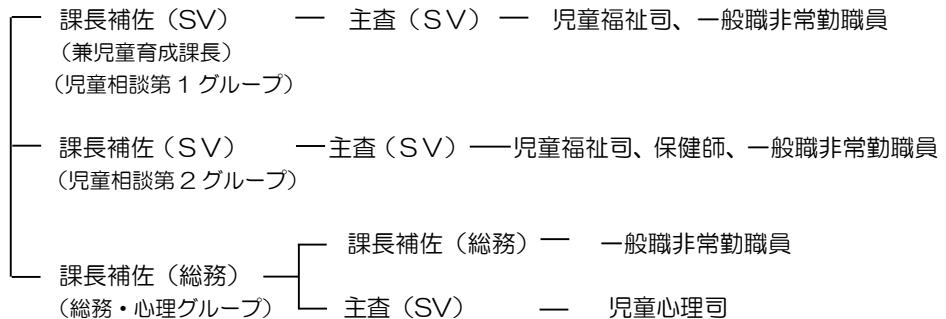
1 機構、職員配置状況および管轄区域	
(1) 機構	1
(2) 職員配置	1
(3) 管轄区域	1
2 業務のあらまし	2
3 相談の種類と主な内容	3
4 全体の概要について	
(1) 受付件数	4
(2) 対応状況（電話相談を除く）	4
5 養護相談について	5
6 虐待相談について	
(1) 対応件数の状況	6
(2) 児童福祉法第28条、第33条の7による申立ての状況	7
7 非行相談について	
(1) 受付件数の状況	8
(2) 対応状況	8
8 要保護児童対策地域協議会設置状況について	
(1) 要保護児童対策地域協議会設置状況	9
(2) 虐待・要支援ケース把握数	9
9 資 料	
(1) 管内の人口と関係機関数	10
(2) 市別・相談種類別受付件数	10

## 1 機構、職員配置状況及び管轄区域

令和7年4月1日現在

### (1) 機構

センター長 — 児童育成課長  
(兼課長補佐 SV)



※SV：スーパーバイザー

### (2) 職員配置

センター長	児童育成課長(兼課長補佐 SV)	課長補佐(総務)	課長補佐(SV)	主査(SV)	保健師	児童福祉司	児童心理司	一般職非常勤職員	合計
1	1	2	1	4	1	18	10	3	41

### (3) 管轄区域

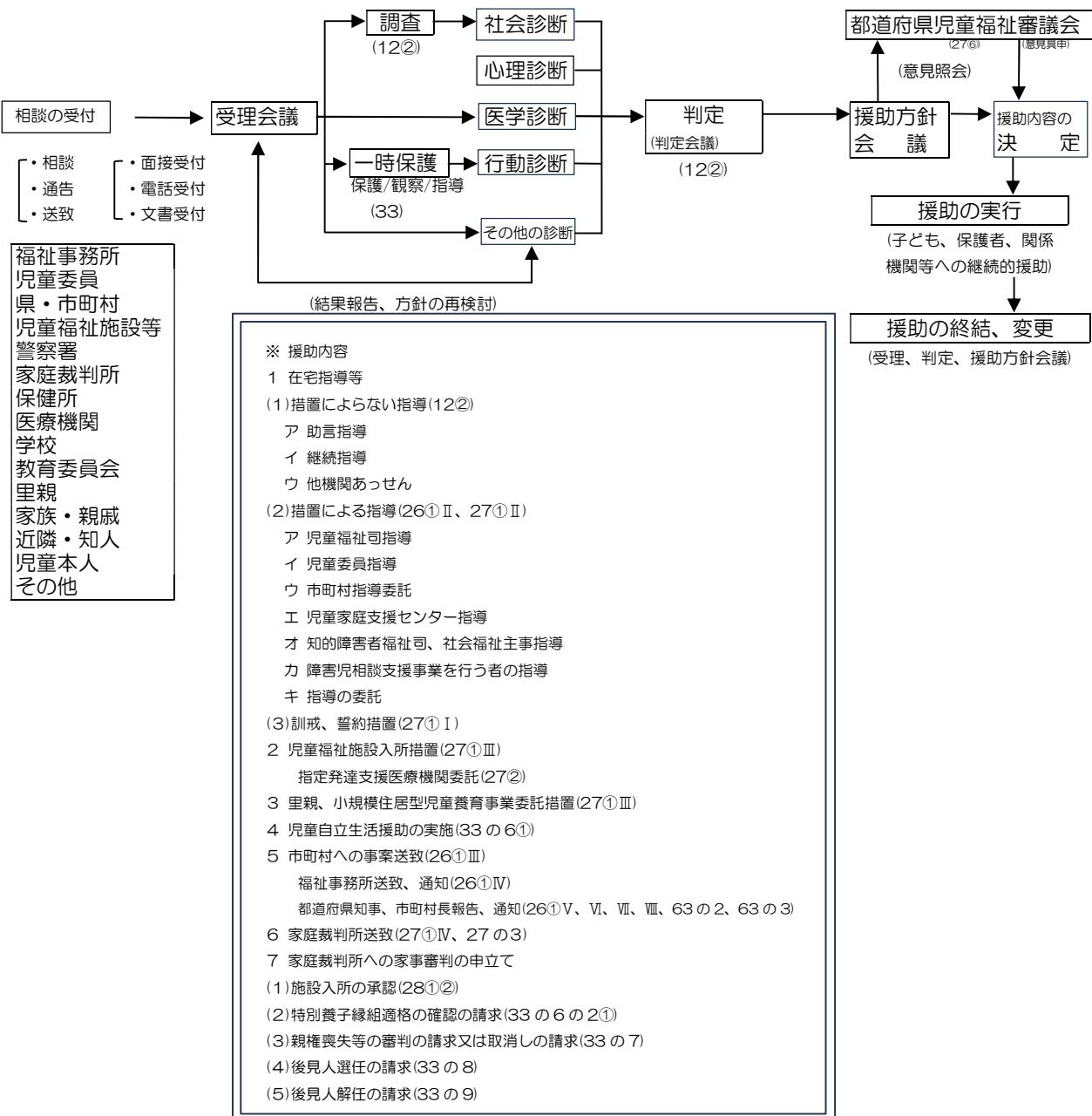
碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市

## 2 業務のあらまし

児童相談センターは、児童福祉法第12条に基づき設置された児童福祉行政の専門機関であり、業務は次のとおりである。

- (1) 児童及び妊産婦の福祉に関する市町村の業務に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供などを行う。
- (2) 児童に関する家庭からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応する。
- (3) 児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、その改善について指導を行う。
- (4) 児童を児童福祉施設に入所させ、又は里親等に委託して、その福祉を図る。
- (5) 児童の一時保護が必要と認められる場合に、一時保護を行う。
- (6) 児童の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、親権喪失等の請求を行うことができる。また、必要があるときは、後見人の選任及び解任の請求を行う。
- (7) 里親に関する普及啓発、里親に対する相談援助、養子縁組に関する相談援助等を行う。

【児童相談センターの業務系統図】 (数字は児童福祉法の該当条項)



### 3 相談の種類と主な内容

大分類	相談の種類	内 容
養護相談	児童虐待相談	<p>児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。</p> <p>(1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行</p> <p>(2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要</p> <p>(3) 心理的虐待 暴言や差別などの心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力</p> <p>(4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児</p>
	その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼動及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃語、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。 ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

## 4 全体の概要について

令和6年度の相談件数は2,171件で前年度(2,267件)と比較すると減少している。相談別では、養護相談が全体の52.1%、障害相談が41.8%を示し、2種別で全体の9割以上を占めている。

### (1) 受付件数

単位：件

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度							
	計	計	碧南市	刈谷市	安城市	知立市	高浜市	管外	計	%
養 護	1,298	1,253	152	285	389	163	122	20	1,131	52.1%
虐待(再掲)	840	821	110	191	258	112	85	6	762	(再掲) 35.1%
保 健	2	1	0	0	0	1	0	0	1	0.1%
障 害	927	831	139	210	295	147	112	5	908	41.8%
非 行	31	46	8	10	6	5	4	0	33	1.5%
育 成	129	126	9	30	26	11	9	7	92	4.2%
そ の 他	7	10	0	1	2	0	0	3	6	0.3%
合 計	2,394	2,267	308	536	718	327	247	35	2,171	100%

### (2) 対応状況（電話相談を除く）

単位：件

区分	令和6年度受付	面接指導	訓戒・誓約	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	指定医療機関委託	里親委託	市町村送致	家裁送致	その他	令和6年度処理計
養 護	1,096	951	0	36	40	0	5	32	0	33	1,097
虐待(再掲)	761	678	0	36	19	0	0	23	0	12	(再掲) 768
保 健	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
障 害	905	892	0	0	1	0	0	0	0	12	905
非 行	26	7	16	3	1	0	0	0	0	1	28
育 成	71	70	0	0	1	0	0	0	0	0	71
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2,099	1,921	16	39	43	0	5	32	0	46	2,102

## 5 養護相談について

養護相談・・・父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。

理由別受付件数

単位：件

区分	令和6年度							
	碧南市	刈谷市	安城市	知立市	高浜市	管外	計	
家出 (失踪を含む)	2	7	3	0	0	1	13	
死 亡	0	1	2	0	1	1	5	
離 婚	1	0	2	0	1	0	4	
疾 病 (入院を含む)	6	0	5	7	1	0	19	
家庭環境	虐待 (棄児を含む)	110	191	258	112	85	6	762
	その他	30	74	112	38	33	11	298
そ の 他	3	12	7	6	1	1	30	
計	152	285	389	163	122	20	1,131	

## 6 虐待相談について

### (1) 対応件数の状況

#### ア 経路別対応件数

単位：件

区分	県・市町村			児童福祉施設 ・指定医療	警察	里親	学校等	医療機関	家族・親戚	近隣・知人	本人	その他	合計
	福祉事務所等	児童相談所	その他										
件 数	51	5	9	10	441	0	51	22	91	64	19	5	768
%	6.6%	0.7%	1.2%	1.3%	57.4%	0%	6.6%	2.9%	11.8%	8.3%	2.5%	0.7%	100%

(注)「県・市町村 福祉事務所等」・・・福祉事務所、児童委員

「県・市町村 その他」・・・保健センター、町村、他児相(県内)

「施設・指定医療機関等」・・・児童福祉施設(保育所含む)、旧国立療養所

#### イ 主な虐待者

単位：件

区分	父		母		その他	合計
	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
件数	345	57	351	2	13	768
%	44.9%	7.4%	45.7%	0.3%	1.7%	100%
	52.3%		46.0%			

#### ウ 被虐待児の状況

単位：件

区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計	%
3歳未満	10	11	3	94	118	15.4%
3歳～6歳	31	24	3	100	158	20.6%
7歳～12歳	100	28	7	145	280	36.5%
13歳～15歳	61	4	9	74	148	19.2%
16歳以上	17	11	1	35	64	8.3%
合計 (%)	219 (28.5%)	78 (10.2%)	23 (3.0%)	448 (58.3%)	768	100%

(注) 1 「身体的虐待」・・・殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど。

2 「ネグレクト」・・・乳幼児を家に残したまま外出する、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人や自宅に入りする第三者による虐待を放置するなど。

3 「性的虐待」・・・性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど。

4 「心理的虐待」・・・言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう、子どものきょうだいに1～4の行為を行うなど。

## 工 対応状況

単位：件

区分	令和6 年度 受付	面接指導			児童 福祉司 指導	児童福 祉施設入所	指定医 療機関 委託	里親 委託	市町村 送致	その他	令和6 年度 処理計
		助言 指導	継続 指導	他機関 斡旋							
件 数	768	654	21	3	36	19	0	0	23	12	768
%	-	85.2%	2.7%	0.4%	4.7%	2.4%	0%	0%	3.0%	1.6%	100%

## 才 児童福祉施設への入所状況

単位：件

区分	児童養護 施設	乳児院	児童自立 支援施設	児童心理治療 施設	その他の 施設	合計
件数	15	1	1	1	1	19
%	78.9%	5.275%	5.275%	5.275%	5.275%	100%

## 力 一時保護の状況

単位：件

区分	令和5 年度		令和6 年度	
	受付計	うち、一時保護を 実施したもの	受付計	うち、一時保護を 実施したもの
件数	821	152	768	234
%	100%	18.5%	100%	30.5%

## キ 児童虐待防止法関係

単位：件

区分	安全確認	出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・ 捜索	援助要請	保護者・ 指導勧告	全部制限	面会制限	通信制限	住所情報の制限	接近禁止命令
件数	768	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## (2) 児童福祉法第28条、第33条の7による申立ての状況

第28条申立
6 件

親権者の意に反して施設入所等の措置を行う場合  
の家庭裁判所による措置の承認を求める申立

第33条の7申立
0 件

親権喪失、親権停止宣告の請求申立

## 7 非行相談について

ぐ犯行為等相談・・・虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思われても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談。

触法行為等相談・・・触法行為があったとして、警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも、調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。

### (1) 受付件数の状況

ア 相談件数

単位：件

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ぐ犯行為等相談	18	23	14
触法行為等相談	13	23	19
合計	31	46	33

イ 年齢別件数

単位：件

	0 ～ 6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	年 齢 不 詳	合 計
ぐ犯行為等相談	0	0	0	1	1	1	2	0	1	2	3	1	0	2	14
触法行為等相談	0	1	0	2	0	1	2	8	5	0	0	0	0	0	19
合 計	0	1	0	3	1	2	4	8	6	2	3	1	0	2	33

### (2) 対応状況

単位：件

	令和6年度受付	面接指導	訓戒・誓約	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	指定医療機関委託	里親委託	家裁送致	その他	合計
ぐ犯行為等相談	14	14	0	0	0	0	0	0	0	14
触法行為等相談	19	0	16	3	1	0	0	0	1	21
合 計	33	14	16	3	1	0	0	0	1	35

## 8 要保護児童対策地域協議会設置状況について

### (1) 要保護児童対策地域協議会設置状況

平成 16 年の児童福祉法改正により、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を図るため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行なう「要保護児童対策地域協議会」が設置されています。平成 20 年児童福祉法改正により、対象は要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦まで拡大されました。管内では下表のとおり協議会が設置されています。

市名	現 況
碧南市	平成 15 年 7 月 3 日「子ども虐待防止ネットワーク・へきなん協議会」を設置。 平成 17 年 7 月 1 日「碧南市要保護児童対策地域協議会」を設置。 事務局はこども課。年 1 回代表者会議、毎月実務担当者連絡会議を開催。
刈谷市	平成 14 年 7 月 1 日「刈谷市児童虐待防止協議会」を設置。 平成 17 年 10 月 1 日「刈谷市要保護児童対策地域協議会」を設置。 平成 20 年 4 月 1 日「刈谷市要保護者対策地域協議会」を設置。児童部会、高齢者部会、障害者部会、DV 被害者部会（平成 24 年 4 月 1 日）の 4 つの部会で構成。 児童部会の事務局は子育て推進課。年 1 回代表者会議、毎月実務者会議を開催。
安城市	平成 16 年 10 月 1 日「安城市児童虐待防止協議会」を設置。 平成 17 年 10 月 1 日「安城市要保護児童対策地域協議会」を設置。 平成 20 年 4 月 1 日「安城市虐待等防止地域協議会」に名称変更。児童部会、高齢者部会、障害者部会、DV 部会の 4 部会で構成。 児童部会の事務局はこども課。年 2 回代表者会議、毎月実務者会議を開催。
知立市	平成 15 年 7 月 1 日「知立市児童虐待防止ネットワーク協議会」を設置。 平成 17 年 7 月 1 日「知立市要保護児童対策ネットワーク協議会」を設置。 平成 28 年 4 月 1 日「知立市虐待等防止ネットワーク協議会」を設置。児童部会、高齢者部会、障害者部会、DV 部会の 4 部会で構成。 年 1 回代表者会議、毎月実務者会議を開催。
高浜市	平成 16 年 7 月 1 日「高浜市虐待防止ネットワーク協議会」を設置。 平成 18 年 4 月 1 日「高浜市要保護者対策地域協議会」を設置。 年 1 回代表者会議、毎月要保護児童対策実務者会議を開催。実務者会議は児童・高齢者・障害者の 3 会議で構成。

### (2) 虐待・要支援ケース把握数（令和7年4月末現在）

単位：件

市名	市管理ケース		児相管理ケース		その他の機関による管理ケース	合計
	要保護	要支援	施設措置	在宅継続		
碧南市	0	14	24	5	0	43
刈谷市	0	9	38	2	0	49
安城市	15	22	57	6	0	100
知立市	0	10	30	2	0	42
高浜市	3	11	15	5	0	34

## 9 資料

### (1) 管内の人口と関係機関数

<資料1> 管内の人口と関係機関数

単位：人

	人口 (人)	保育所 (所)	幼稚園 (園)	認定 こども 園 (園)	小学校 (校)	中学校 (校)	特別支 援学校 (校)	家庭 相談員 (人)	民生委 員・児 童委員 (人)	主任 児童 委員 (人)
碧南市	72,111	14	5	3	7	5	0	4	113	11
刈谷市	152,844	21	2	15	15	6	1	2	160	12
安城市	187,500	26	5	20	21	8	1	2	228	21
知立市	72,557	11	4	2	7	3	0	3	97	5
高浜市	48,966	8	3	3	5	2	0	2	54	3
計	533,978	80	19	43	55	24	2	13	652	52

(注) 令和7年4月1日現在

### (2) 市別・相談種類別受付件数（令和6年度実績）

単位：件

区分	養護相談		保健	障害相談						非行相談			育成相談			その他	計
	児童虐待	その他の		肢 体 不 自 由	視 聽 覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ しつ け		
碧南市	110	42	0	0	0	0	2	131	6	3	5	2	0	6	1	0	308
刈谷市	191	94	0	0	0	0	4	197	9	6	4	15	2	9	4	1	536
安城市	258	131	0	2	0	0	17	265	11	1	5	8	0	12	6	2	718
知立市	112	51	1	1	0	0	2	135	9	3	2	3	0	7	1	0	327
高浜市	85	37	0	1	0	0	0	106	5	1	3	3	0	3	3	0	247
管外	6	14	0	0	0	0	2	3	0	0	0	2	1	1	3	3	35
計	762	369	1	4	0	0	27	837	40	14	19	33	3	38	18	6	2,171

令和7年10月発行

編集発行 愛知県刈谷児童相談センター

〒448-0851 刈谷市神田町1丁目3番地4

電話 0566-22-7111

FAX 0566-22-7112

